

CHECK 水道料金改定のお知らせ

本市は水源や浄水場を所有していないため、すべての水道水を沖縄県企業局（以下「県企業局」という。）から購入して市内へ供給しております。つまり、県企業局は卸しで本市水道局は小売のような関係にあります。その県企業局の水道料金が、令和6年10月から段階的に増額改定され、最終的には約33%の増額改定となります。県水道料金の改定は本市水道事業に多大な負担となりこのままでは事業の継続ができなくなることから、県水道料金改定に対応して、**本市の水道料金を改定いたします。**

今回、県水道料金が段階的に改定されることから本市水道料金改定も令和7年6月から**段階的に改定を行います**。具体的には**令和7年6月分（平均改定率12.6%）、令和8年4月分（平均改定率18.1%）**の2回の改定を行います。（平均改定率は、令和5年度決算と比較しています。）

なお、県水道料金は令和6年10月からの改定ですが、本市は令和7年5月までの8か月間は本市水道料金改定を行わずに水道使用者の負担軽減を図ります。

【改定スケジュール】

項目	年	令和7年												令和8年										
		(月)												(月)										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	～		
那覇市料金改定		現行料金					令和7年6月	(1回目)										令和8年4月	(2回目)					
								改定率 12.6%増											改定率 5.5%増					

令和7年6月分の水道料金等の請求は2か月後の令和7年8月です。

【改定 水道料金表】

(税抜き)

メーターの口径	基本料金 (変更なし)	従量料金 (1㎡につき)		令和7年6月分～ 令和8年3月分まで	令和8年4月分～
		使用水量 (㎡)	現行料金		
13mm 及び 20mm	574円	5まで	50円	66円	73円
		5を超え10まで	95円	111円	118円
		10を超え15まで	133円	156円	166円
		15を超え25まで	160円	183円	193円
		25を超え35まで	198円	221円	231円
25mm	1,556円	35を超え50まで	231円	265円	282円
		50を超え100まで	257円	291円	308円
		100を超え300まで	280円	317円	332円
		300を超えるもの	297円	334円	349円
40mm	3,852円	50まで	231円	265円	282円
		50を超え100まで	257円	291円	308円
		100を超え300まで	280円	317円	332円
		300を超えるもの	297円	334円	349円
50mm	9,139円	100まで	257円	291円	308円
75mm	20,028円	100を超え300まで	280円	317円	332円
		300を超えるもの	297円	334円	349円
100mm	53,278円	300まで	280円	317円	332円
150mm以上	95,926円	300を超えるもの	297円	334円	349円
公衆浴場用	口径毎の基本料金	1㎡につき	65円	88円	98円
私設消火栓	-	1個1回20分につき	2,454円	2,672円	2,792円
船舶給水栓	-	1㎡につき	297円	334円	349円
臨時給水栓	-	1㎡につき	297円	334円	349円

今回の改定では、基本料金の変更はありません、従量料金のみを改定します。
また、下水道使用料については、料金の改定はありません。

令和7年6月分から水道料金を改定します (次回改定は令和8年4月分から)

【水道料金の計算方法】

$$\text{水道料金} = \text{基本料金} \text{①}^{※1} + \text{従量料金} \text{②}^{※2} + \text{消費税} \text{③}$$

※1 基本料金： 使用水量の有無に関わらず、水道メーターの口径や用途に応じて発生する料金

※2 従量料金： 使用水量に応じて発生する料金

水道料金計算例

令和7年6月分からの新料金表を適用し 口径 20 mmで1か月 20㎡の水道水を使用した場合

基本料金 574円 ① …… 基本料金は口径によって異なります (P5料金表参照)

従量料金 2,580円 ②		従量料金は使用水量によって単価が異なります (P5料金表参照)	
使用水量	@単価	水量	従量料金
1㎡～ 5㎡	66円	× 5㎡	= 330円
6㎡～ 10㎡	111円	× 5㎡	= 555円
11㎡～ 15㎡	156円	× 5㎡	= 780円
16㎡～ 25㎡	183円	× 5㎡	= 915円
計 20㎡			合計 2,580円 ②

消費税 315円 ③ …… (574円① + 2,580円②) × 10% = 315円
消費税は小数以下切り捨て

$$\text{水道料金 } 3,469\text{円} = \text{574円 ①} + \text{2,580円 ②} + \text{315円 ③}$$

下水道を利用している方は下水道使用料を合計した額を請求いたします。

【改定後の水道料金目安】

(税込み)

メーターの口径	水量 / 月	現行料金	令和7年6月分から		令和8年4月分から		備考※3
			改定後料金	増額	改定後料金	増額 (現行比較)	
13mm 及び 20mm	5㎡	906円	994円	88円	1,032円	126円	単身世帯
	10㎡	1,428円	1,604円	176円	1,681円	253円	2人世帯
	15㎡	2,160円	2,462円	302円	2,594円	434円	3人世帯
	20㎡	3,040円	3,469円	429円	3,656円	616円	4人世帯
	30㎡	5,009円	5,691円	682円	5,988円	979円	6人世帯
25mm	50㎡	10,990円	12,359円	1,369円	12,992円	2,002円	事業者など 月の水量は、口径ごとの平均的な水量を示しています。
40mm	200㎡	61,877円	69,687円	7,810円	73,207円	11,330円	
50mm	600㎡	197,932円	222,022円	24,090円	232,142円	34,210円	
75mm	1,000㎡	340,590円	380,960円	40,370円	397,680円	57,090円	
100mm	3,000㎡	1,033,095円	1,155,195円	122,100円	1,204,695円	171,600円	
150mm	4,000㎡	1,406,708円	1,569,508円	162,800円	1,635,508円	228,800円	

※3 世帯人数は目安です。(1月で1人4～7㎡程度の使用水量が想定されます。)

下水道を利用している方は下水道使用料を合計した額を請求いたします。

【料金改定の詳細については、ホームページをご覧ください▶】

新料金の「料金早見表」は上下水道局のホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス：<https://www.city.naha.okinawa.jp/water/index.html>



【お問い合わせ】企画経営課 TEL：941-7802 FAX：941-7821